

学校・社会教育関係団体等への講師派遣要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「当センター」という。）が有する熊本の自然や文化に関する専門的な知識や、資料等を学校又は社会教育のため活用することを目的として、学校、社会教育関係団体等（以下「学校等」という。）から当センターに講師の派遣依頼がなされた場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要件)

第2条 学校等からの講師派遣に係る依頼内容が、次の各号の全てを満たす場合に限り、職員を講師として派遣するものとする。なお、同一の学校等への派遣は、同一年度において2回を限度とする。

- (1) 資料の収集・整理・保管、調査研究、展示又は学習支援など当センターが行う博物館活動に関係するものであること。
- (2) 当センターの日常業務に支障がないこと。
- (3) 学校等の所在地又は活動の拠点が、本県内にあること。
- (4) 派遣に要する職員旅費、教材費等の費用を全て学校等が負担すること。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 政治的又は宗教的目的を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、熊本県博物館ネットワークセンター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、学校等からの依頼の内容に応じて職員を講師として派遣することができる。

(派遣の申請)

第3条 学校等において、講師の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の2週間前までに講師派遣申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

(派遣の承認)

第4条 所長は、前条の規定による講師派遣申請の内容が適当と認められる場合は、講師派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知を行うものとする。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。